


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「電子帳簿保存法説明会」のご案内
- ◆「福岡県連主催講演会」のご案内
- ◆「カップリングパーティー」のご案内

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容	
6	13	火	第12回通常総会	15:00～17:20 於：西鉄グランドホテル(2階)
6	13	火	会員交流会	17:30～19:00 於： //
6	19	月	簡保同交会総会	11:00～12:00 於：事務局会議室
6	21	水	リスクマネジメントセミナー(オンライン)	14:00～15:30 於：オンライン
6	26	月	支部長等会議	13:00～14:00 於：福岡ガーデンパレス

## ●支部の行事

特にありません

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
6	7	水	役員会	16:00～16:50 於：福新楼
6	7	水	第12回定時総会	17:00～17:50 於： //
6	7	水	会員交流会	18:00～20:00 於： //

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
6	16	金	第12回定時総会	11:00～14:00 於：ソラリア西鉄ホテル

## (I) 税務カレンダー

- 6月12日 ●源泉所得税の納付
- 6月15日 ●所得税の予定納税額の通知
- 6月30日 ●4月決算法人の確定申告
- 10月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないと損する税情報

### 補助金の消費税

税理士 堤 一 博

長引く新型コロナウイルス感染症の影響もようやく沈静化の兆しが見えています。しかしながら、物価の高騰等、企業を取り巻く環境はまた一段と厳しさを増しています。中小企業等は、ウィズコロナ時代の経済社会に対応した事業再構築への取組が求められています。

政府財政当局は、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていくことに主眼を置き、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていくとしています。民需主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスクリング支援も含む「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進め、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった成長分野への大胆な投資を促し、サプライチェーンの再構築・強靱化、企業の国内回帰など、国内での「攻めの投資」、輸出拡大の推進により、我が国の経済構造の強靱化を図るとしています。

企業サイドにおいても、あらためて事業の付加価値額向上や企業内部での賃上げ等に積極的に取り組む必要があります。中小企業等の事業再構築への取組を推進するうえでも、自助努力のほかにも補助金・助成金といった公助の活用もしっかりと視野に入れた経営が不可欠といえましょう。

さて、補助金・助成金と一括りにされていますが、「補助金」は産業の復興や技術開発を対象とする経済産業省系の制度でよく使われ、「助成金」は雇用の増加や安定を対象とする厚生労働省系の制度でよく使われているようです。用語的には特筆した違いはないものの、個々の制度では細かな違いがありますので、かならず公募要件を吟味して企業のニーズに適合しているかを検証しておくことが重要です。

どちらも後払いで支払われることが多い反面、返済義務がないという魅力があり、また、その種類も多いことから組み合わせで受給できれば、資金面での会社経営の一助になります。

法人税では、補助金・助成金は原則的には支給が確定した日に属する事業年度、具体的には、「交付決定通知」が行われた日が属する事業年度の「雑収入」として収入（益金）に計上します。

ところで、経費補填が目的の補助金・助成金では、経費支払いが先行し、その支払実績報告をして支給額が確定するものがあります。経費の支払いと補助金・助成金の支給額の決定が同一事業年度内であれば問題はありますが、助成金等の交付確定が翌期になってしまう場合には経費と補助金・助成金とがうまく対応しなくなります。このように経費と補助金・助成金の支給決定が異なる事業年度になる場合には、その経費と助成金等の収益の計上が対応するよう、その助成金等の収益計上時期をその経費が発生した日の属する事業年度として取り扱うこととなります（法人税基本通達 2-1-42）。

また、消費税では、補助金・助成金については、一般的には対価として支払われるものではない（対価性がない）、つまり、一定の補助金・助成金の条件を満たした方を対象に支給されるもので、支給を受ける者が国又は地方公共団体等に何らかの資産の譲渡や役務の提供等を行ったその対価として支払われるものではないことから不課税取引とされ、消費税が課されません。

しかし、経費を補填することが目的の補助金・助成金等については、「消費税分の返還」が求められるケースがあります。

これは、補助金申請を行う際に、所要の経費に基づき申請しますが、実際の支払いは「税込み」（消費税込み）金額であるのに対し、補助金の経費対象となるのは「税抜き」（消費税抜き）の金額です。

仮に、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用などの経費を補填することが目的の「小規模事業者持続化補助金」（令和5年3月時点）を例に考えてみます。

これは、小規模事業者（常時使用する従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者）等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援する中小企業庁所管の補助金で、その補助金の上限額は50万円（通常枠）～200万円（4種類の特別枠）で、さらに免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せする措置が取られています。また、その補助率は、販路開拓に要する費用等（①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費）（税理士への相談費用を含む。）のうちの2/3の金額を支援します。

例えば、古民家をカフェとして営業するため、厨房を増設し、地元飲食店とのコラボメニュー開発や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催する目的で、その設備・備品を99万円（消費税込み）で購入して補助金の申請を行い、その2/3の66万円が助成対象になった場合には、66万円の10%部分である6万円が消費税相当分になります。原則的な消費税の申告では、設備・備品の購入額の消費税9万円を仕入控除税額として控除することができますが、実際は仕入控除対象のうちの2/3が補助金で賄われているため、本来の仕入控除税額は9万円ではなく3万円でなければ適正とはいえ、過大に仕入控除税額を行った分の消費税額6万円を国や地方自治体などの補助金を支払った団体へ返還して調整することが必要になります。

「小規模事業者持続化補助金」の公募要領やその参考資料には、下記のように記載されています。

16) 公租公課（消費税・地方消費税は、（消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、）補助対象外とする。ただし、旅費に係る出入国税は補助対象とする。）  
（小規模事業者持続化補助金＜一般型＞第12回公募 公募要領 第7版：2023年3月3日（20頁））

#### 11. 消費税等仕入控除税額

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げにともなう預かり消費税の対象にはなりません。補助事業に係る課税仕入れにともない、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、原則として予め補助対象経費から消費税額を減額しておくこととします。

（小規模事業者持続化補助金＜一般型＞第12回公募 参考資料 2023年3月 全国商工会連合会（9頁））

ただし、「小規模事業者持続化補助金」では、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者、② 免税事業者である補助事業者、及び、③ 簡易課税事業者である補助事業者にあっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。つまり、消費税分の返還は必要ないとされています。

要約すると、下記ようになります。

#### <原則的には返還が生じないケース>

- (1) 消費税の確定申告義務がない（納税義務者以外の事業者又は免税事業者）
- (2) 簡易課税方式で申告している（簡易課税選択事業者）
- (3) 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている場合
- (4) 補助対象経費は人件費等の非課税仕入のみに係る場合
- (5) 対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上げのみに要するもの」として計上している場合

また、その補助事業完了後、補助対象事業者が補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、その全部又は一部が支払い仕入税額対象消費税として控除されることとなるため、当該消費税額について事業者は実質的に負担していないこととなります。よって、補助金に係る消費税について仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を返還するものとし、その確認のため、補助金交付要綱等で、補助事業完了後の「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」の報告を求めるものも多くあります。

消費税分の返還額の計算式は、下記のように「課税売上割合」によって計算方法が異なります。

課税売上割合とは、課税期間中の売上全体のうち課税売上高が何%を占めているかを表す割合です。

下記の計算式で求めた仕入控除税額が返還の対象になります。

#### ① 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

- ② 課税売上割合が95%未満の場合、課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円を超える場合、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

補助対象経費のうち課税仕入れ等に係る消費税額	仕入控除税額（控除する消費税額）	課税売上割合で按分
	控除できない消費税額	

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

- ③ 個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

補助対象経費のうち課税仕入れ等に係る消費税額	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	B AとCに共通するもの(課税売上分)	
	B AとCに共通するもの(非課税売上分)	控除できない消費税額
	C 非課税売上のみに対応するもの	

Bの部分を課税売上割合で按分

次のAとBを合計したものが仕入控除税額になります。

- A. 課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

- B. 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

大雑把に言えば、まずは、その補助金・助成金の公募要項等で消費税処理の項目を十分に検討し、消費税抜き額で補助金・助成金を申請します。また、消費税申告前に上記の補助金・助成金の返還額の有無を試算するとともに、消費税の仕入税額控除には、補助金・助成金に対応する消費税額のすべてが含まれていないことを確認しておくことです。ある意味では、「非課税売上げのみに対応するもの」としておけばよいともいえます。

なお、補助金・助成金の不正受給等については、補助金適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）の規定による罰則の適用があることを申し添えます。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	7	19(水)	15:00~16:30	本部	電子帳簿保存法説明会	福岡ガーデンパレス
	8	24(木)	13:00~13:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		24(木)	14:00~15:00	〃	理事会	〃
		29(火)	15:00~16:30	〃	改正税法説明会	〃
	9	11(月)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
				〃	経営セミナー	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。